

様式例 1-1 (法 34 条の 16 の 3) [監査法人用 (登録上場会社等監査人の場合)]

業務及び財産の状況に関する説明書類

第18期 2024年7月1日から 2025年6月30日まで

2025年9月25日作成 (公衆縦
覧の開始日)

監査法人名 如水監査法人

所在地 福岡市中央区大名2丁目6-50

代表者 廣島武文

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革[1]

目的: 財務書類の監査又は証明の業務、財務に関する調査若しくは立案、財務に関する相談の業務及び公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

沿革: 2007年8月1日 法人設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別[2]

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要[3]

監査証明業務: 法定監査及び任意監査

非監査証明業務: 財務デューデリジェンス、内部統制構築支援、その他経営指導等

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項[4]

該当無し。

(3) 監査証明業務の状況[5]

※2025年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	7社	7社
②金商法監査	1社	-
③会社法監査	5社	-
④学校法人監査	-	-
⑤労働組合監査	-	-
⑥その他の法定監査	2社	
⑦その他の任意監査	4社	
計	19社	7社

(4) 非監査証明業務の状況[6]

大会社等 該当無し

その他の会社等 対象会社数等：5社、収入金額：4,705千円

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置[7]

① 経営の基本方針

監査業務の品質管理の合理的な確保

② 経営管理に関する措置

「監査の品質管理規程」等において、当法人及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行

することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理のシステムを適切に整備し、運用している。

③ 法令遵守に関する措置

②に記載のとおり。

④ その他

特になし。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況[8]

業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を2名選任している。

2名のうち1名は監査業務と兼務しており、監査業務と品質管理の関与時間の割合は概ね1：1である。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況[9]

業務の品質の管理に主として従事する公認会計士原則として上場会社のクライアントへの関与を原則として禁止している。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価[10]

① 基準日（会計年度中の一定の日）[11]

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的[12]

(1) 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

(2) 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置
[13]

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

定期的に「監査人の独立性チェックリスト」による利害関係の有無を確認している。基準日において職業倫理及び独立性の保持に抵触している状況は認められない。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

新規の契約締結及び更新の際に遵守すべき方針及び手続、関与先の誠実性の検討、事務所の規模及び組織等の検討、潜在的な利益相反関係の検討等につき規定するとともに、その周知徹底、定期的な検証等によるチェックを行っている。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査責任者、審査担当者等に必要な経験及び能力を定め、社員会において当該要件を満たす者を選任している。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

監査の品質管理を重視して作成された規程に基づき社員を評価したうえで、社員の評価及び報酬を決定している。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

全ての社員及び使用人（非常勤の使用人を含む）を対象として、求める適性及び能力を育成及び維持するための研修プログラムを策定し

ている。

(ウ) その他

使用人の評価（昇給・昇格）は品質管理を重視した人事考課により
行われる

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

問合せ先の能力、適性等を評価したうえで、専門的な見解の問合せの内容、問合せ先を周知している。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査チームと審査担当者又は事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者並びに専門的な見解の問い合わせの助言者との監査上の判断の相違が生じた場合における方針及び手続を規定している。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

審査担当者の責任及び権限、審査に関連する監査責任者の責任、特定の状況における審査担当者又は監査チームが講じるべき措置を規定している。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況[14]

監査ファイルの最終的な整理が完了した監査調書については、速やかに外部倉庫への移動を行っている。外部倉庫からの監査調書の取り寄せについては、品質管理担当責任者の承認を必要とすることで、全ての監査調書を品質管理担当責任者の管理下に置いている。

(オ) その他

2026年6月期より、電子調書システムを導入している。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達[15]

監査基準等の新設・改廃情報を、定期的に収集しており、必要に応じて
全ての専門要員に対する周知、ガイドライン等の新設、改訂及び周知を行
っている。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ
監査の品質管理規程、監査ツール及び監査人交代のチェックリストにしたがい適切に引継ぎを行っている。なお、2025年6月期における業務の引継はない。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化[16]

監査の品質管理規程において、社員の代表者が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う旨を定めている。

その他の品質管理システムに関する責任については、社員会においてそれぞれの責任者を選任している。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質目標及び品質リスクを網羅的に設定、抽出したうえで、当法人の「品質リスク識別方針」にしたがって品質リスクとして識別された項目に対し、当様式2-1にしたがって品質管理システムの評価を行っている。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

2025年6月30日を基準日として実施状況を把握した。軽微な不備が1点認められたが、改善措置を行い再発防止を図っている。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由[17]

実施した手続の結果、一部軽微な不備は認められたものの、全体を通して重要な不備は認められなかった。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当なし。（品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している。）

-
-
-
- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置[18]

監査の新規契約及び更新は社員会の承認事項であり、監査の状況についても社員会で監査責任者による報告が行われる。このため、社員会内での相互牽制が働くとともに、不当な影響がある場合は監査ホットラインによる通報手段も整備している。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月[19]

2023年12月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認[20]

2025年6月30日を基準日とした、以下の措置を法人代表が確認した。「品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供している。」

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項[21]

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当なし。
-

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当なし。

- (3) 当該業務上の提携の内容
該当なし。
-

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項[22]

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当なし。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当なし。

(3) 当該業務上の提携の内容
該当なし。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当なし。

二. 社員の概況[23]

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	-人	7人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計

社員会	法人の重要事項の決定等	7人	-人	7人
-----	-------------	----	----	----

三. 事務所の概況[24]

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)如水監査法人	福岡市中央区大名2丁目6-50	7人	-人	7人	6人
(従) 該当なし。					

四. 監査法人の組織の概要[25]

社員会、監査部、品質管理・リスク管理・内部監査から構成される。また、社員会は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため外部監視委員を2名選任している。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額[26]

(単位：千円)

	第17年度 2023年8月1日～2024年6月 30日	第18年度 2024年7月1日～2027年6月 30日
売上高		
監査証明業務	216,624	218,376
非監査証明業務	5,928	4,705
合 計	222,552	223,181

2. 直近の二会計年度の計算書類[27]

※ 添付を参照。

(計算書類を添付すること。無限責任監査法人にあつては、添付の必要はないため、添付しない場合はその旨記載する。)

無限責任監査法人のため添付を省略

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書[28]

※ 添付を参照

(監査報告書を添付すること。無限責任監査法人にあつては、添付の必要はないため、添付しない場合はその旨記載する。)

無限責任監査法人のため添付を省略

4. 供託金等の額[29]

(単位： 円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する 供託金の額	該当なし。
供託所へ供託した供託金の額 (金銭及び 有価証券の額)	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の填補 限度額 (1 事故/期間中)	/

(無限責任監査法人にあつては、記載の必要はない。)

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容[30]

引受けを 行う者の 商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 (填補限度額) (1 事故/期間中)
該当なし。			

(無限責任監査法人にあつては、記載の必要はない。)

六. 被監査会社等 (大会社等に限る。) の名称[31]

日創プロニティ株式会社
サイタホールディングス株式会社
長崎自動車株式会社
株式会社梅の花
株式会社ヤマックス
株式会社メディア総研
株式会社JTC